

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
9月27日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一

解除予定保安林(周南市)(森林整備課)……………二

土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)……………二

土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………三

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………四

道路の位置の指定(建築指導課)……………六

○公告

山陽小野田都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六

山口県告示第二百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	指定年月日
医療法人実昌 会中司内科	防府市大字田 島五八七の一	医療法人実昌 会中司内科	訪問看護	平成二八、 六、 一

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業の種類	指定年月日
岩本 潔	岩国市周東町 下久原二四八 〇の一	みどり歯科 リニツク	訪問看護 シテ リ	〃
岡崎薬品株式会社	周南市速玉町 五番一三号	光星薬局	居宅療 養管 理 指導	〃
				七、

山口県告示第二百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業の種類	指定年月日
医療法人実昌 会中司内科	防府市大字田 島五八七の一	医療法人実昌 会中司内科	介護予防 訪問 看護	平成二八、 六、 一
				〃
				〃
				七、

山口県告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

周南市大字鹿野中字中山八〇六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百三十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

小野田（一）、小野田（二）、丸河内（一）

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第二百二十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

- 厚狭（一）、厚狭（二）、厚狭（三）、厚狭（四）、厚狭（五）、厚狭（六）、厚狭（七）、厚狭（八）、厚狭（九）、厚狭（一〇）、厚狭（一一）、厚狭（一二）、厚狭（一三）、厚狭（一四）、厚狭（一五）、厚狭（一六）、厚狭（一七）、厚狭（一八）、厚狭（一九）、厚狭（二〇）、厚狭（二一）、厚狭（二二）、厚狭（二三）、厚狭（二四）、厚狭（二五）、厚狭（二六）、厚狭（二七）、厚狭（二八）、厚狭（二九）、厚狭（三〇）、厚狭（三一）、厚狭（三二）、厚狭（三三）、厚狭（三四）、有帆（一）、有帆（二）、有帆（三）、有帆（四）、有帆（五）、有帆（六）、有帆（七）、有帆（八）、有帆（九）、有帆（一〇）、有帆（一一）、有帆（一二）、有帆（一三）、有帆（一四）、有帆（一五）、有帆（一六）、有帆（一七）、有帆（一八）、有帆（一九）、有帆（二〇）、有帆（二一）、有帆（二二）、有帆（二三）、有帆（二四）、石井手（一）、小野田（一）、小野田（二）、小野田（三）、小野田（四）、小野田（五）、小野田（六）、小野田（七）、小野田（八）、小野田（九）、小野田（一〇）、小野田（一一）、小野田（一二）、小野田（一三）、小野田（一四）、小野田（一五）、小野田（一六）、小野田（一七）、小野田（一八）、小野田（一九）、小野田（二〇）、小野田（二一）、小野田（二二）、小野田（二三）、小野田（二四）、小野田（二五）、小野田（二六）、小野田（二七）、小野田（二八）、小野田（二九）、小野田（三〇）、小野田（三一）、小野田（三二）、小野田（三三）、小野田（三四）、小野田（三五）、小野田（三六）、小野田（三七）、小野田（三八）、小野田（三九）、小野田（四〇）、柿の木坂（一）、柿の木坂（二）、叶松（一）、鴨庄（一）、鴨庄（二）、鴨庄（三）、鴨庄（四）、鴨庄（五）、共和台（一）、共和台（二）、掃山（一）、掃山（二）、掃山（三）、掃山（四）、郡（一）、郡（二）、郡（三）、郡（四）、郡（五）、郡（六）、郡（七）、郡（八）、郡（九）、郡（一〇）、郡（一一）、郡（一二）、郡（一三）、郡（一四）、郡（一五）、郡（一六）、郡（一七）、郡（一八）、郡（一九）、郡（二〇）、郡（二一）、郡（二二）、郡（二三）、郡（二四）、郡（二五）、郡（二六）、郡（二七）、郡（二八）、高千帆（一）、高畑（一）、高畑（二）、高畑（三）、千崎（一）、津布田（一）、津布田（二）、津布田（三）、津布田（四）、津布田（五）、津布田（六）、津布田（七）、津布田（八）、津布田（九）、津布田（一〇）、津布田（一一）、津布田（一二）、中川（一）、西高泊（一）、西高泊（二）、西高泊（三）、西高泊（四）、西高泊（五）、西高泊（六）、西高泊（七）、西高泊（八）、西高泊（九）、西高泊（一〇）、西高泊（一一）、西高泊（一二）、西高泊（一三）、西高泊（一四）、西高泊（一五）、西高泊（一六）、波瀬（一）、埴生（一）、埴生（二）、埴生（三）、埴生（四）、埴生（五）、埴生（六）

- (6)、埴生(一)(7)、埴生(一)(8)、埴生(一)(9)、埴生(一)(10)、埴生(一)(11)、埴生(一)(12)、埴生(一)(13)、埴生(一)(14)、埴生(一)(15)、埴生(一)(16)、埴生(一)(17)、東須恵(一)(1)、東高泊(一)(1)、福田(一)(1)、福田(一)(2)、福田(一)(3)、福田(一)(4)、福田(一)(5)、福田(一)(6)、福田(一)(7)、福田(一)(8)、丸河内(一)(2)、山川(一)(1)、山川(一)(2)、山川(一)(3)、山川(一)(4)、山川(一)(5)、山川(一)(6)、山川(一)(7)、山川(一)(8)、山川(一)(9)、山川(一)(10)、山川(一)(11)、山川(一)(12)、山川(一)(13)、山野井(一)(1)、山野井(一)(2)、山野井(一)(3)、山野井(一)(4)、山野井(一)(5)、山野井(一)(6)、山野井(一)(7)、山野井(一)(8)、山野井(一)(9)、山野井(一)(10)、山野井(一)(11)、山野井(一)(12)、山野井(一)(13)、山野井(一)(14)、山野井(一)(15)、山野井(一)(16)、山野井(一)(17)、山野井(一)(18)、山野井(一)(19)、山野井(一)(20)、山野井(一)(21)、山野井(一)(22)、山野井(一)(23)、山野井(一)(24)、山野井(一)(25)、山野井(一)(26)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。()

一 解除に係る区域の名称

- 赤崎(一)(1)、厚狭(一)(1)、厚狭(一)(2)、厚狭(一)(3)、厚狭(一)(4)、厚狭(一)(5)、厚狭(一)(6)、厚狭(一)(7)、厚狭(一)(8)、厚狭(一)(9)、厚狭(一)(10)、厚狭(一)(11)、厚狭(一)(12)、厚狭(一)(13)、厚狭(一)(14)、厚狭(一)(15)、厚狭(一)(16)、厚狭(一)(17)、厚狭(一)(18)、厚狭(一)(19)、厚狭(一)(20)、厚狭(一)(21)、厚狭(一)(22)、厚狭(一)(23)、厚狭(一)(24)、有帆(一)(1)、有帆(一)(2)、有帆(一)(3)、有帆(一)(4)、有帆(一)(5)、有帆(一)(6)、有帆(一)(7)、小野田(一)(1)、小野田(一)(2)、小野田(一)(3)、小野田(一)(4)、小野田(一)(5)、小野田(一)(6)、小野田(一)(7)、小野田(一)(8)、小野田(一)(9)、鴨庄(一)(1)、鴨庄(一)(2)、鴨庄(一)(3)、鴨庄(一)(4)、鴨庄(一)(5)、鴨庄(一)(6)、鴨庄(一)(7)、郡(一)(1)、郡(一)(2)、郡(一)(3)、郡(一)(4)、郡(一)(5)、郡(一)(6)、郡(一)(7)、郡(一)(8)、郡(一)(9)、郡(一)(10)、郡(一)(11)、大休団地(一)(1)、津布田(一)(1)、津布田(一)(2)、津布田(一)(3)、埴生(一)(1)、埴生(一)(2)、埴生(一)(3)、埴生(一)(4)、埴生(一)(5)、福田(一)(1)、山川(一)(1)、山川(一)(2)、山川(一)(3)、山川(一)(4)、山川(一)(5)、山川(一)(6)、山野井(一)(1)、山野井(一)(2)、山野井(一)(3)、山野井(一)(4)、山野井(一)(5)、山野井(一)(6)、山野井(一)(7)、山野井(一)(8)、山野井(一)(9)、山野井(一)(10)、山野井(一)(11)、山野井(一)(12)、山野井(一)(13)、山野井(一)(14)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流
「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第三百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 際波(一)(25)、東須恵(一)(19)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。()

一 区域の名称

- 厚狭(一)(1)、厚狭(一)(2)、厚狭(一)(3)、厚狭(一)(4)、厚狭(一)(5)、厚狭(一)(6)、厚狭(一)(7)、厚狭(一)(8)、厚狭(一)(9)、厚狭(一)(10)、厚狭(一)(11)、厚狭(一)(12)、厚狭(一)(13)、厚狭(一)(14)、厚狭(一)(15)、厚狭(一)(16)、厚狭(一)(17)、厚狭(一)(18)、厚狭(一)(19)、厚狭(一)(20)、厚狭(一)(21)、厚狭(一)(22)、厚狭(一)(23)、厚狭(一)(24)、厚狭(一)(25)、厚狭(一)(26)、厚狭(一)(27)、厚狭(一)(28)、厚狭(一)(29)、厚狭(一)(30)、厚狭(一)(31)、厚狭(一)(32)、厚狭(一)(33)、厚狭(一)(34)、厚狭(一)(35)、厚狭(一)(36)、厚狭(一)(37)、厚狭(一)(38)、厚狭(一)(39)、厚狭(一)(40)、有帆(一)(1)、有帆(一)(2)、有帆(一)(3)、有帆(一)(4)、有帆(一)(5)、有帆(一)(7)、有帆(一)(8)、有帆(一)(9)、有帆(一)(10)、有帆(一)(11)、有帆(一)(12)、有帆(一)(13)、有帆(一)(14)、有帆(一)(15)、有帆(一)(16)、有帆(一)(17)、有帆(一)(18)、有帆(一)(19)、有帆(一)(20)、有帆(一)(21)、有帆(一)(22)、有帆(一)(23)、有帆(一)(24)、有帆(一)(25)、有帆(一)(26)、有帆(一)(27)、有帆(一)(28)、石井手(一)(1)、稻荷町(一)(1)、小野田(一)(1)、小野田(一)(2)、小野田(一)(3)、小野田(一)(4)、小野田(一)(5)、小野田(一)(6)、小野田(一)(7)、小野田(一)(8)、小野田(一)(9)、小野田(一)(10)、小野田(一)(11)、小野田(一)(12)

二 区域の範囲

- 田(12)、小野田(13)、小野田(14)、小野田(15)、小野田(16)、小野田(17)、小野田(18)、小野田(19)、小野田(20)、小野田(21)、小野田(22)、小野田(23)、小野田(24)、小野田(25)、小野田(26)、小野田(27)、小野田(28)、小野田(29)、小野田(30)、小野田(31)、小野田(32)、小野田(33)、小野田(34)、小野田(35)、小野田(36)、小野田(37)、小野田(38)、小野田(39)、小野田(40)、小野田(41)、小野田(42)、小野田(43)、小野田(44)、小野田(45)、小野田(46)、小野田(47)、小野田(48)、小野田(49)、柿の木坂(1)、柿の木坂(2)、叶松(1)、鴨庄(1)、鴨庄(2)、鴨庄(3)、鴨庄(4)、鴨庄(5)、鴨庄(6)、共和台(1)、共和台(2)、搦山(1)、搦山(2)、搦山(3)、搦山(4)、搦山(5)、郡(1)、郡(2)、郡(3)、郡(4)、郡(5)、郡(6)、郡(7)、郡(8)、郡(9)、郡(10)、郡(11)、郡(12)、郡(13)、郡(14)、郡(15)、郡(16)、郡(17)、郡(18)、郡(19)、郡(20)、郡(21)、郡(22)、郡(23)、郡(24)、郡(25)、郡(26)、郡(27)、郡(28)、郡(29)、郡(30)、郡(31)、郡(32)、郡(33)、郡(34)、郡(35)、郡(36)、郡(37)、自由ヶ丘(1)、高千帆(1)、高千帆(2)、高千帆(3)、高千帆(4)、高千帆(1)、高畑(2)、高畑(3)、高畑(4)、千崎(1)、千代町(1)、千代町(2)、津布田(1)、津布田(2)、津布田(3)、津布田(4)、津布田(5)、津布田(6)、津布田(7)、津布田(8)、津布田(9)、津布田(10)、津布田(11)、津布田(12)、津布田(13)、津布田(14)、津布田(15)、津布田(16)、津布田(17)、中川(1)、西沖(1)、西高泊(1)、西高泊(2)、西高泊(3)、西高泊(4)、西高泊(5)、西高泊(6)、西高泊(7)、西高泊(8)、西高泊(9)、西高泊(10)、西高泊(11)、西高泊(12)、西高泊(13)、西高泊(14)、西高泊(15)、西高泊(16)、西高泊(17)、西高泊(18)、西高泊(19)、西高泊(20)、西高泊(21)、波瀬(1)、埴生(1)、埴生(2)、埴生(3)、埴生(4)、埴生(5)、埴生(6)、埴生(7)、埴生(8)、埴生(9)、埴生(10)、埴生(11)、埴生(12)、埴生(13)、埴生(14)、埴生(15)、埴生(16)、埴生(17)、埴生(18)、埴生(19)、埴生(20)、埴生(21)、埴生(22)、東高泊(1)、福田(1)、福田(2)、福田(3)、福田(4)、福田(5)、福田(6)、福田(7)、福田(8)、福田(9)、福田(10)、丸河内(1)、丸河内(2)、丸河内(3)、丸河内(4)、山川(1)、山川(2)、山川(3)、山川(4)、山川(5)、山川(6)、山川(7)、山川(8)、山川(9)、山川(10)、山川(11)、山川(12)、山川(13)、山川(14)、山川(15)、山野井(1)、山野井(2)、山野井(3)、山野井(4)、山野井(5)、山野井(6)、山野井(7)、山野井(8)、山野井(9)、山野井(10)、山野井(11)、山野井(13)、山野井(14)、山野井(15)、山野井(16)、山野井(17)、山野井(18)、山野井(19)、山野井(20)、山野井(21)、山野井(22)、山野井(23)、山野井(24)、山野井(25)、山野井(26)、山野井(27)、山野井(28)、山野井(29)、山野井(30)、山野井(31)、山野井(32)

- 三 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
「次」の図は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。()

一 区域の名称

- 赤崎(1)、厚狭(1)、厚狭(2)、厚狭(3)、厚狭(4)、厚狭(5)、厚狭(6)、厚狭(7)、厚狭(8)、厚狭(9)、厚狭(10)、厚狭(11)、厚狭(12)、厚狭(13)、厚狭(14)、厚狭(15)、厚狭(16)、厚狭(17)、厚狭(18)、厚狭(19)、厚狭(20)、厚狭(21)、厚狭(22)、厚狭(23)、厚狭(24)、有帆(1)、有帆(2)、有帆(3)、有帆(4)、有帆(5)、有帆(6)、有帆(7)、小野田(1)、小野田(2)、小野田(3)、小野田(4)、小野田(5)、小野田(6)、小野田(7)、小野田(8)、小野田(9)、鴨庄(1)、鴨庄(2)、鴨庄(3)、鴨庄(4)、鴨庄(5)、鴨庄(6)、鴨庄(7)、郡(1)、郡(2)、郡(3)、郡(4)、郡(5)、郡(6)、郡(7)、郡(8)、郡(9)、郡(10)、郡(11)、大休団地(1)、津布田(1)、津布田(2)、津布田(3)、埴生(1)、埴生(2)、埴生(3)、埴生(4)、埴生(5)、福田(1)、山川(1)、山川(2)、山川(3)、山川(4)、山川(5)、山川(6)、山野井(1)、山野井(2)、山野井(3)、山野井(4)、山野井(5)、山野井(6)、山野井(7)、山野井(8)、山野井(9)、山野井(10)、山野井(11)、山野井(12)、山野井(13)、山野井(14)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

「次」の図は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第三百一十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

- (7)、厚狭(8)、厚狭(9)、厚狭(10)、厚狭(11)、厚狭(12)、厚狭(13)、厚狭(14)、厚狭(15)、厚狭(16)、厚狭(17)、厚狭(18)、厚狭(19)、厚狭(20)、厚狭(21)、厚狭(22)、厚狭(23)、厚狭(24)、有帆(1)、有帆(2)、有帆(3)、有帆(4)、有帆(6)、有帆(7)、小野田(1)、小野田(2)、小野田(3)、小野田(4)、小野田(5)、小野田(6)、小野田(7)、小野田(8)、小野田(9)、鴨庄(1)、鴨庄(2)、鴨庄(3)、鴨庄(4)、鴨庄(5)、鴨庄(6)、鴨庄(7)、郡(1)、郡(2)、郡(3)、郡(4)、郡(5)、郡(6)、郡(7)、郡(8)、郡(9)、郡(10)、郡(11)、大休団地(1)、津布田(1)、津布田(2)、津布田(3)、埴生(1)、埴生(2)、埴生(3)、埴生(4)、福田(1)、山川(2)、山川(3)、山川(4)、山川(5)、山川(6)、山野井(1)、山野井(2)、山野井(3)、山野井(4)、山野井(5)、山野井(6)、山野井(8)、山野井(9)、山野井(10)、山野井(11)、山野井(12)、山野井(13)、山野井(14)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町三丁目八一七の二五	四〇・六〇	五〇・六〇	平成二八、九、三



(三九七) 山陽小野田都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画土地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画土地区画整理事業小野田駅前土地区画整理事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

平成二十八年九月二十七日印刷
平成二十八年九月二十七日発行

発行人 山口県庁
山口県知事